

ホワイトハッカーが解説する“介護事業所のDX” 「電子申請のトリセツ」では、運営規程や重要事項をサポート ～インターネット上で情報が完結する、デジタル活用術を紹介～



介護事業所の運営規程や重要事項をサポート

介護業界の電子化や公表化を支援する公表システムサポート株式会社（東京都新宿区）では、2025年5月より、「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランをリリースしました。

この重要事項サポートプランでは、介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、「書面掲示」と「電子掲示」それぞれの掲示や公表の仕方など、解説しています。

「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランは

介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、基本的な制度や規程の解説から、これまでの改定を踏まえた重要事項のチェック、「書面掲示」と「電子掲示」を組み合わせた掲示・公表方法など解説しています。

- ・URL： https://www.kaigokensaku.net/support-plan/contract_member/
- ・対象者：介護事業所の代表者や管理者
- ・主な内容：解説するスライド、チェックするフローチャート、「書面掲示」と「電子掲示」を組み合わせた掲示・公表方法、ひな形（事例集）など



こちらより



重要事項サポートプランの解説コンテンツより、ポイント紹介

重要事項サポートプランの「ステップ3：インターネット上での電子掲示」では、インターネット上で情報が完結する、デジタル活用術を解説しています。

介護事業所の運営規程や重要事項を上手く提出・公表することで、良い形で利用者・家族、ケアマネジャーとのマッチングにもつながります。（スタッフの求人・募集にもつながります）

ネットで情報が完結するデジタル活用術のポイント

- ・電子掲示の内容と方法は
- ・ホームページを活用するなら
- ・情報公表システムを活用するなら

事業所内での「書面掲示」
1枚でスッキリ



インターネット上での「電子掲示」
詳しくはネットで



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL： info@kaigokensaku.net WEB： <https://www.kaigokensaku.net/>

インターネット上で情報が完結する、デジタル活用術

電子掲示の内容と方法は

令和 6 年度の改定に沿って、インターネット上での「電子掲示」の内容と方法を見ていくと、次のように義務化された規程となっています。（令和 7 年度より義務付け）

「電子掲示」の内容

・インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報

「電子掲示」の方法

・ウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表

【全サービス】【義務化】

※1年間の経過期間を経て、令和7年度より義務付け

「電子掲示」に対応していない場合には、運営指導の対象になるリスクがあります。

《「書面掲示」規制の見直し》
・厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項」

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集

出典：厚生労働省「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項」より引用・編集

◆上手い「電子掲示」の内容は

インターネット上で情報の閲覧が完結するように、必要な基本情報やサービスの情報を加えて、次のような項目を盛り込むことがおすすめです。

ホームページに掲載する情報

必要

必要な基本情報やサービスの情報
・運営法人の基本情報
・介護事業所の基本情報
・介護サービスの内容

義務

運営規程や重要事項の情報
・運営規程
・勤務体制
・重要事項
・契約書(ひな型)や料金表

推奨

その他にもあった方が良い情報
・保険外サービスの内容(提供している場合)
・スタッフの求人・募集
・問い合わせ先

介護サービスを選択・利用する高齢者・家族、ケアマネジャーの目線で、これらの情報を揃えて、ホームページに載せていくことがおすすめです。(インターネット上で情報が完結する)

◆上手い「電子掲示」の方法は

インターネット上で情報を掲載・公表する観点から、ホームページと情報公表システムの両方に載せることが、おすすめです。

ホームページ

・自社で運営するホームページ
: 自由なフォーマットや形式が選べて、自分たちで掲載・公表する情報をコントロールしやすい

ホームページを更新する手間はかかるが、介護事業所やサービスの情報を詳しく紹介しやすい
→ 前述の書面と電子を組み合わせた情報掲示・公表が可能となる
・「書面掲示」1枚でスッキリ
・「電子掲示」ネットで詳しく

情報公表システム

・介護サービス情報公表システム
: 所定のフォーマットや形式になり、年に1回の調査で、このシステムへ情報を報告する義務がある

所定のフォーマットや形式になるが、広く介護事業所やサービスの情報を公表しやすい
→ 運営状況に関する項目や事業所の特色と連動して、情報を入力しやすい
・運営状況に関する項目で、高い評価
・事業所の特色で、PR情報を入力

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

ホームページを活用するなら

自社で運営するホームページがあれば、事業所内の「書面掲示」と、インターネットでの「電子掲示」を組み合わせ、情報掲示・公表が可能となります。

書面と電子を組み合わせた情報掲示・公表

事業所内での「書面掲示」
1枚でスッキリ



インターネット上での「電子掲示」
詳しくはネットで



この書面と電子を組み合わせた情報を掲示・公表しておき、事前に介護サービスに係る関係者に案内(周知)しておく。

- ・介護サービスの利用者・家族へ案内しておく
- ・介護サービスのスタッフ・ケアマネジャーへ案内しておく

必要な情報を、いつでも・どこでも案内できるので、介護サービスに係る人にメリット
・もしもの事態やケースが起こった場合に、必要な情報を案内しやすい
・さらに、今後の情報更新や運営指導にも、必要な情報を更新しやすい

情報公表システムを活用するなら

介護サービス情報公表システムに、「運営規程の重要事項に関する情報掲載欄」が整備されて、ファイルを添付・公表する仕組みができました。

東京都 介護サービス情報報告システムの場合



次のような手続きで情報掲載が可能

- ・介護サービス情報報告システムにログインする
- ・手順3事業所の特色のタブをクリックする
- ・手順3事業所の特色の「1.事業所の特色」をクリックする
- ・画面下へスクロールして、法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧から、**利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)**の情報欄から「ファイルを選択」する
- ・ファイル選択後に、画面下の「記入した内容をチェックして登録する」をクリックする

介護サービス情報公表システムは、厚生労働省が運営する仕組みになりますが、都道府県や地域ごとに委託している指定情報公表センターによって、その情報の掲載方法や公表内容が分かれます。(地域ごとに委託元へ確認してください)

出典：「介護サービス情報公表システム」「とうきょう福祉ナビゲーション」より引用・編集

さらに介護サービス情報公表システムには、運営状況に関するレーダーチャートやチェック項目もあるため、前述の運営規程や重要事項を見直すことで、これらの評価が高まります。

東京都 介護サービス情報報告システムの場合

運営状況に関するレーダーチャート

運営状況：レーダーチャート (レーダーチャートをクリック)



運営状況に関するチェック項目

1. 利用者の権利保護のための取組

チェック項目	チェック項目
(1) サービス提供開始時のサービス内容の告知及び帰属の告知状況	○
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。	
※単体で示したうえで、利用申込者等の署名等がある。	
・サービス利用開始の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。	○
利用者の同意、代表人等とされた契約書等がある。	
(2) 利用者等の情報の把握及び情報分析の実施状況	○
・利用者の配布を把握し、利用者やその家族の希望と、利用者の心身の状況を把握している。	
・利用者とのアセスメント(相談すべき課題の把握)のための文書や、利用者等から収集した内容が記載されている。	○
(3) 利用者に応じたサービス計画の作成、届出の取組状況	○
・サービス計画は利用者やその家族の状況、希望を踏まえ作成している。	
・計画等の状態、希望が記入されたサービス計画や、サービス計画の経過記録等を行った記録がある。	○

運営規程や重要事項で見直した内容が多い

運営規程や重要事項を見直すことで、これらの項目に対応している事業所として、高い評価となる。

出所：「介護サービス情報公表システム」「とうきょう福祉ナビゲーション」より引用・編集

出典：「介護サービス情報公表システム」「とうきょう福祉ナビゲーション」より引用・編集

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

重要事項サポートプランの解説コンテンツより、ポイント紹介

このプレスリリースでは、経重要事項サポートプランの「ステップ3：インターネット上での電子掲示」より、インターネット上で情報が完結する、デジタル活用術をポイント紹介しました。

最近の介護サービスの現場では、サービスを利用する本人と家族が、スマートフォンなどの携帯電話を使うことが多く、サービスを提供するヘルパーやケアマネジャーの連絡でも、スマホやタブレットなどの利用が当たり前になっている状況でもあります。そしてインターネット上に、介護事業所の情報を上手く掲載・公表して、広くサービスを提出・公表していくことが、良い形での利用者・家族、ケアマネジャーとのマッチングにもつながります。（スタッフの求人・募集にもつながります）

「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランは

3つのステップに分けて、介護事業所の目線で解説しています

重要事項サポートプランでは、「介護事業所の運営規程や重要事項の情報」にフォーカスし、3つのステップごとに分けて、重要事項のチェック、書面掲示と電子掲示を組み合わせた公表方法などを解説しています。



さまざまな介護事業所さん向けに、個別サポートやお試しサポートも用意しています

◆個別サポートの対応

それでも難しい運営規程や重要事項の情報なので、...お困りの方には個別サポートにも対応しています。（サポート内容によっては、要調整となる場合があります）

個別サポートの対応



グループ店/FC店/事業継承ならでの
情報掲示の手続きなどもサポート

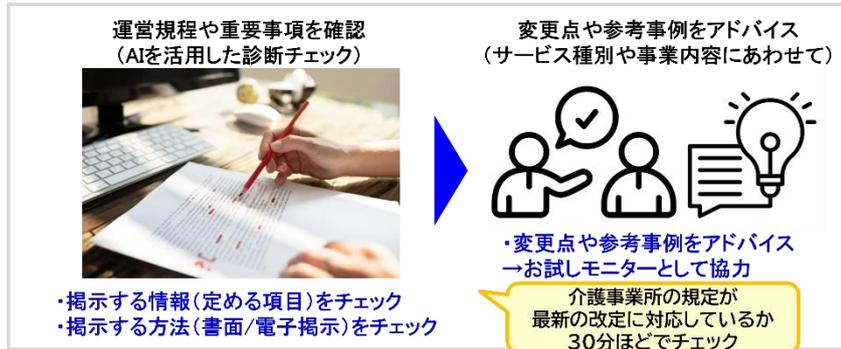
<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

◆重要事項のお試しサポート

新宿区の介護事業所を対象に、介護事業所の運営規程や重要事項をチェックして、変更点や参考事例をフィードバックします。(7月末までに、8~9事業所ほどを想定)

お試しサポートの対応 (無料)



新宿区の事業所向けに、7月末まで8~9事業所ほどを想定

プレスリリースについて〔お問合せ先〕

「公表システムサポート」運営事務局

- ・所在地：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-10
新宿区立高田馬場創業支援センター
- ・事務局（代表）：高瀬 誠
- ・連絡先：<mailto:info@kaigokensaku.net>
- ・WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

公表システムサポート
ギューンとDX!



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：https://www.kaigokensaku.net/